

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 3 月 30 日

申請者 氏名又は名称

イワオ カネウチカネキガイヤ
イワオ産業株式会社

住所

奈良市五条畑1丁目19番12号

代表者氏名

代表取締役 大上 震

電話番号

0742-40-1003

FAX番号

0742-40-1008

メールアドレス

iwaosan@vesta.och.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 23 者


NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 30 年 3 月 30 日

届出者 奈良市五条畑1丁目19番12号
イワオ産業株式会社
代表取締役 大上 康 

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イワオ産業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
おおが ひろ やす 大上 博康	第 278602 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七八六〇二号

給装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

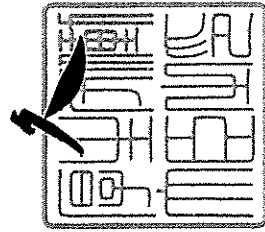
氏名 大上博康

昭和五十九年三月三日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十七年二月三日

厚生労働大臣 塩崎恭



様式第 3 (水道法施行規則第 22 条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 30 年 3 月 30 日

奈良市五条畑1丁目19番12号

イワオ産業株式会社

届出者

代表取締役

大上

宗



水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イワオ産業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
おお うえ むね ひで 大上 宗秀	第 278603 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第二七八六〇三号

給装盟事主任技術者免状

本籍 奈良県

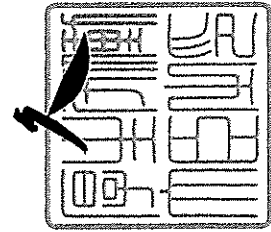
氏名 大上宗秀

昭和六十一年九月二十七日生

水道法昭和三十一年法律第七十七号の
規定により給装盟事主任
技術者免状を交付する。

平成二十七年二月三日

厚生労働大臣 塩崎恭久




様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 3月 30日

奈良市五条畑1丁目19番12号
イワオ産業株式会社
届出者 代表取締役 大上 巖 

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イワオ産業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
古川 雄亮	第292659号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二九二六五九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 古川 雄 亮

昭和六十一年九月五日生

水道法(昭和二十五年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝 信

